

墨田区消費者ニュース

平成30年5月発行 第138号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



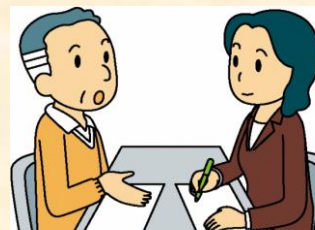
「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

(2018年5月、消費者庁の月間テーマ)

すみだ消費者センターを紹介します

消費者相談室

- ★すみだ消費者センターでは、消費生活相談員が、悪質商法による被害やインターネットをめぐる架空請求、商品事故に関する苦情など、さまざまな消費生活に関する疑問やトラブル等の相談に応じています。
- ★相談は、電話または来所にて受け付けています。



出前講座

- ★消費者被害の未然防止のために、消費生活に関する専門の相談員がわかりやすくお話しします。
- ★対象は、学校の授業、町会や自治会の老人会・女性部、PTA、福祉関係者、その他自主的な学習グループなどで、1講座10人以上の参加があることです。
- ★会場は、主催団体でご用意ください。20人以内の場合すみだ消費者センター内の施設がお使いいただけます。



情報コーナー

- ★悪質商法等のDVDの貸し出しをしています。
- ★消費生活に関する冊子やパンフレットを設置・配布しています。

消費者講座

- ★消費生活に関して様々な専門家が講義します。
- ★事前に区報や消費者ニュース等でお知らせします。



【図は、消費者庁イラスト集より抜粋】

★消費者センターの各事業は、無料です。★対象は、区内在住・在勤・在学の方です。
★相談専用電話：5608-1773 ★講座申込用電話：5608-1516

強引な投資マンションの販売勧誘に気を付けて！！

～宅建業法は契約意思がない消費者への再勧誘を禁止～

【相談事例】

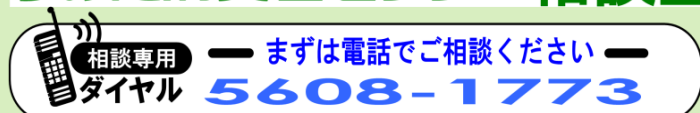
夜10時にインターホンが鳴ったので出てみると「30分だけ節税対策について話を聞いてください。」と男性から言われ、断ったが「何がダメですか。一から説明しますから。」としつこい勧誘を受けた。断り切れず、訪問した男性2人から自宅で説明を聞いたところ、投資マンションの販売勧誘だった。すでに自宅マンションを購入し住宅ローンを組んでいるので契約できないと断ったら、「購入する物件も決まっていないのに、なぜ断るんだ。」などと威圧的な態度で長時間勧誘され、源泉徴収票などを渡す約束をしてしまった。明日取りに来ることになっている。どうしたらよいだろうか。

【アドバイス】

「投資用マンションの購入を強く勧められ、断ると恫喝された。」という相談が増えています。買う気持ちがなければ、毅然とした態度で「お断りします。」と、はっきり断りましょう。契約してしまってもクーリング・オフできる場合もあります。強要されて契約してしまったら早めに消費生活センターに相談しましょう。

宅地建物取引業法ではマンション販売の勧誘を断った場合、再勧誘することは禁止されています。事例では、消費者センターに来所した本人が事業者に電話をかけて断り、明日の約束をキャンセルすることができました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

